



富士市

軽度生活援助

☀ 対象者

以下の条件を同時に満たす人

- ① 在宅で、65歳以上の人のみの世帯

※同一敷地・隣接地に65歳未満の親族が住んでいる場合はご利用できません

- ② 市県民税非課税の人のみの世帯（世帯員全員が非課税）

※利用世帯の課税状況は毎年7月に見直されます

☀ サービスの内容

- 次のような、ヘルパーでは対処できない簡単な作業を行います。

- ① 草取り(機械を使用した除草剤の散布や草刈りは不可)
- ② 庭木の剪定(高さが3メートルを超える木や、松などの手入れの難しい木は不可)
- ③ 屋内清掃等(換気扇やレンジ周りの清掃・窓拭き・衣類の整理等)
- ④ 修理など日曜大工

(手すりの設置等、破損により怪我に繋がるおそれのある作業は不可)

- ⑤ 障子・網戸の張替え

(会員が持ち帰り作業を行います。障子の張替えは、12月は受け付けできません。襖の張替えは、軽度生活援助として実施することができません。)

- ⑥ ①～⑤に該当しないその他の軽度な作業(畑を除く自宅敷地内の軽作業)

※ 日常生活上において必要と認められる援助であり、特別に高度な専門技術を要しない軽作業が対象です。危険が伴うものや技術的に困難なものは対象とならないため、下見により判断します。シルバー人材センターで対応することができない作業は民間事業者へご依頼ください。

※ 賃貸住宅の共有スペースの作業は対象外です。家屋管理人にご相談ください。

☀ 利用について

- 初回のお申し込みは、高齢者支援課に申請書を提出してください。2回目以降のお申し込みは電話での受付を可能としています。高齢者支援課にご連絡いただき、必ず『軽度生活援助のお申し込み』とお伝えいただいた上で、希望する作業内容と作業月をお申し込みください。
- 1回のお申し込みで受付できる作業は1種類です。また、お支払いが完了するまで次の作業の受付をすることができません。
- お申し込み後、締め日毎にシルバー人材センターより作業日時等についての連絡をいたしますので、ご連絡をお待ちください。
- 年度内(4月から翌年3月までの間)に4回までご利用可能です。草取り及び庭木の剪定、障子・網戸の張替えは2回までご利用可能です。
- 作業するシルバー人材センターの会員や作業月の時期(上~下旬)の希望は伺うことが出来ません。
- 住所や同居する世帯員、課税状況に変更が生じることが判明した場合は、必ず申請書の再提出をお願いいたします。
- 1回の作業時間は、草や剪定枝の運搬に係る時間を含む最大8時間(会員が2人体制で作業をするため4時間×2)です。1回の作業の範囲はこの時間内で処理可能なものとなります。
- 利用料は、1時間あたり120円(会員が2人体制で作業するため120円×2)です。作業後、シルバー人材センターより振込用紙を送付するのでお振込み下さい。尚、作業により別途材料費の負担があります。

☀ 実施事業者

- 富士市シルバー人材センター(南町1-3) 53-1150



申込先

富士市役所4階北側 高齢者支援課 電話:55-2741